

福島第一原子力発電所現地確認報告書

1 確認日

令和7年8月20日（水）

2 確認箇所

- ・覆土式一時保管施設（瓦礫類一時保管エリアL）（図1）
- ・5・6号機北側（図1）

3 確認項目

- （1）覆土式一時保管施設（瓦礫類一時保管エリアL）解消作業の状況
- （2）防火帯の維持状況

4 確認結果の概要

（1）覆土式一時保管施設（瓦礫類一時保管エリアL）解消作業の状況

東京電力は、水処理二次廃棄物及び再利用・再使用対象を除く全ての固体廃棄物の屋外における一時保管を令和10年度中に解消することを目指している。それに向けた取り組みの一環として、覆土式一時保管施設※（瓦礫類一時保管エリアL）に一時保管された瓦礫類を取り出し、金属容器へ収納した後、固体廃棄物貯蔵庫での保管を計画している。

当該エリア内には、第1槽から第4槽までの計4つの一時保管槽が設置されているが、第4槽では遮水シート、覆土、大型土のう等の撤去が完了し、それらの下部に保管されている瓦礫類の撤去が開始されたため、当該エリアの状況を継続的に確認している。（前回確認：[令和7年7月23日](#)）

- ・放射性物質の環境への飛散を抑制するため、第4槽を覆う形で仮設ハウスが設置されており、その内部において瓦礫の撤去及び容器への収納作業が実施されていた。（写真1）
- ・連続ダストモニタにより、ハウス内外各所の空气中放射性物質濃度が測定されていた。指示値を確認したところ、いずれの場所においても異常は認められなかった。（写真2）
- ・第4槽近傍の空間線量率は0.7 $\mu\text{Sv/h}$ であった。（写真3）
- ・第4槽を覆うハウスに破損等の異常はなかった。また、第1槽から第3槽について目視で確認した範囲では、廃棄物の飛散や流出等の異常はなかった。（写真4）

※ 覆土式一時保管施設

高線量（～30 mSv/h ）の金属やコンクリート等の瓦礫類に覆土遮へいを施した一時保管エリア。

(2) 防火帯の維持の状況

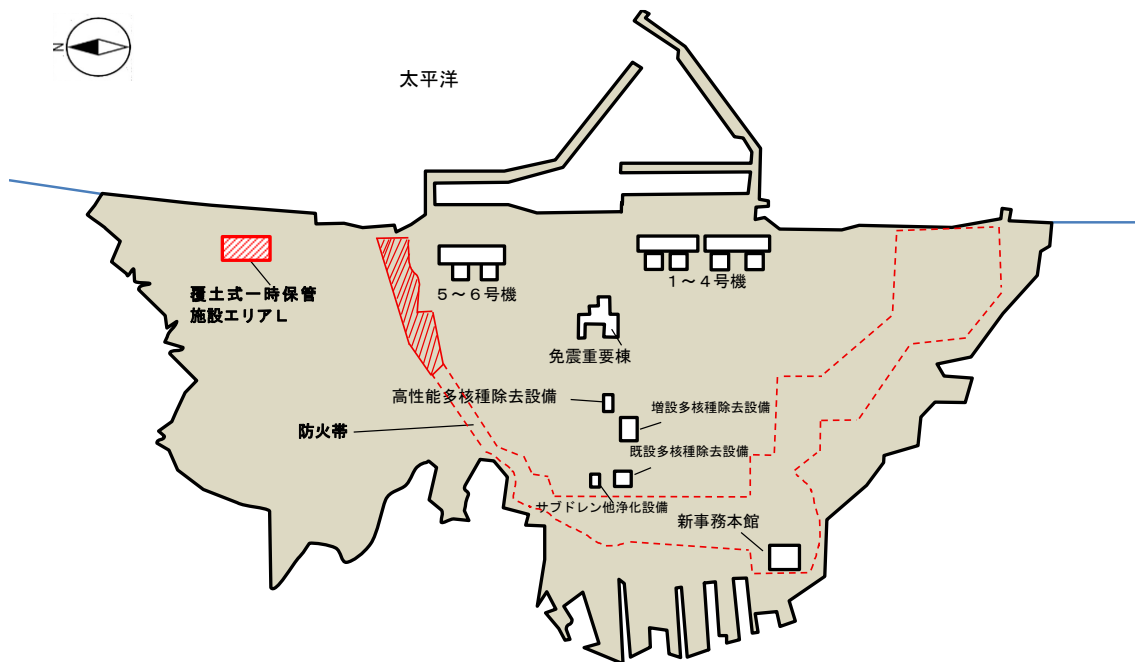
東京電力は、発電所周辺での大規模火災に備え、炉注水配管等の重要設備に火災の影響が及ばないように、重要設備の周囲に防火帯※を設けている。

今回は、5・6号機北側に設けられている防火帯※の維持状況を確認した。（前回確認日：令和2年7月30日）

- ・5・6号機北側の防火帯は、舗装道路、防草シート、砂利敷きにより形成されていた。確認した範囲においては、樹木や草が目立った繁茂は認められず、適切に維持管理されていた。（写真5）
- ・防火帯の幅は、特定原子力施設に係る実施計画で30 m以上確保することが定められており、目測で確認した範囲では、いずれの場所においても規定幅が確保されていた。
- ・東京電力によると、防火帯の機能をより確実なものとするため、毎年10月を目途に点検調査を実施し、必要に応じて12月末までに雑草の除去等を行うとしている。

※ 防火帯

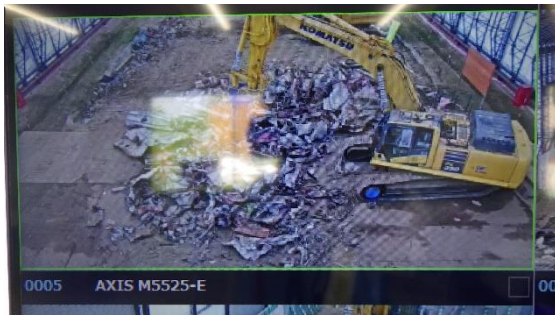
火災が広がるのを防ぐために設ける「燃えやすいものがない空間」のことである。あらかじめ建物や設備の周囲から樹木・草・可燃物を取り除いたり、舗装や砂利敷きにして「燃えない帯」を形成することにより、火災発生時に炎が燃え移ることを防ぐ役割を果たす。



(図1) 福島第一原子力発電所構内概略図



(写真1-1)
仮設ハウスの設置状況



(写真1-2)
瓦礫撤去作業の状況
※仮設ハウス内に設置されたカメラ映像を確認した。



(写真2-1)
連続ダストモニタの設置状況



(写真2-2)
連続ダストモニタサンプリングロ
の設置状況



(写真3)
線量表示器の設置状況
(確認時の指示値 : 0.7 μ Sv/h)



(写真4)
第1槽及び第3槽の状況



(写真5-1)
防火帯の状況①
※6号機北側の状況を西側から撮影



(写真5-2)
防火帯の状況②
※6号機北西の状況を東側から撮影

5 プラント関連パラメータ等確認

本日確認したデータについて、異常値は確認されなかった。